

## **第3章**

# **基本理念と基本目標 (みんなでめざすべきもの)**

# 1. 計画の基本理念

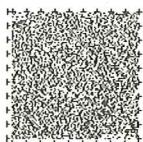
新たな福祉課題へ対応するためには、今日的な「つながり」の再構築を図り、すべての人々を孤立や排除、摩擦から支援し、社会の構成員として包み支え合う社会福祉を模索していくことが今、最も求められています。

この社会的共生、社会的包摂（ソーシャルインクルージョン※）は、本計画の根底をなす理念として掲げているものであり、社会福祉法第3条※の福祉サービスの基本的理念や久喜市総合福祉条例の基本理念、新市基本計画※の基本理念、久喜市自治基本条例の基本原則とあいまって、市民と行政の協働による地域における「新たな支え合い」の方向性を示すものです。

本市では、これらの基本理念等を踏まえ、誰もが地域において自分らしくいきいきと生活できるよう、次のとおり本計画の基本理念を定め、新しい地域社会の創造を目指します。

## 計画の基本理念

ともに生き、ともに安心して  
暮らすことのできる地域社会づくり



## 2. 計画の基本目標

本計画では、「公私協働」、「市民参加（参画）」、「安全・安心」の視点を基盤にしつつ、基本理念を実現するため3つの基本目標を定めます。

これらの基本目標は、本計画を策定するにあたって実施した「地域福祉に関するアンケート調査」や「地域福祉推進のためのワークショップ」などから得られた意見を踏まえ、今後、私たちが目指していく方向性を示したものです。

### 基本目標1 みんなでたすけあい、支え合える地域づくり

地域福祉を進めるにあたっては、公的福祉サービスの提供だけでなく、地域福祉の担い手として行政、社会福祉協議会、区長、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、地域コミュニティなど地域の関係機関、関係団体、地域住民が連携、協働して、みんなで助け合う、支え合いのまちづくりが求められています。

そのため、地域の中にふれあいや交流のできる機会や場をつくり、また、気軽にボランティア活動に参加したり利用したりできるような住民同士の助け合い、支え合いの仕組みをつくり、広げていきます。

### 基本目標2 誰もが安心して暮らせる地域づくり

誰もが年齢や障がいの有無にかかわらず、気軽に外出でき地域社会と関わりを持ちながら安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指し、健康福祉施策等の充実と地域の支え合いによる総合的な支援を図っていきます。

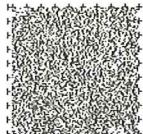
また、地域のつながりが希薄化し、いつ起きるかわからない地震等大災害への備えに多くの方が不安を感じています。ひとり暮らし高齢者や障がいのある方など災害時要援護者が安全に避難できるよう支援体制を構築していきます。

### 基本目標3 サービスを利用しやすい環境づくり

福祉サービスの内容やボランティア・NPOなど地域福祉活動の取組みを、利用者の視点に立ち、よりわかりやすく情報提供を行うとともに、地域とのコミュニケーションを深めながら、広く行きわたるようにします。

また、気軽に相談できる窓口が求められていることから身近な相談窓口と専門相談窓口との連携を強め、必要なサービスが円滑に提供できるようにします。

さらに、地域から孤立しないよう利用者の権利擁護と自立を支援します。



### 3. 施策の体系

#### 基本目標

#### 重点施策

1. みんなで  
たすけあい、  
支え合える  
地域づくり

(1) 福祉教育(学習)を充実し、支え合いの意識を高めます

(2) ふれあいと交流を大切にするコミュニティづくりを進めます

(3) ボランティア活動・NPO活動をより活発にします

(4) 地域をまとめる福祉ネットワークをつくります

2. 誰もが安心して  
暮らせる  
地域づくり

(1) 災害時要援護者の支援体制をつくります

(2) 地域の見守り体制を強化します

(3) 高齢者や障がい者、子育て世帯の地域生活を支援します

(4) バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます

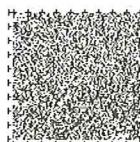
3. サービスを  
利用しやすい  
環境づくり

(1) わかりやすく行き届くように情報を提供します

(2) 気軽で信頼できる相談体制をつくります

(3) サービス利用者の権利擁護を進めます

(4) 孤立しがちな生活困窮者の自立を支援します



## 施策の内容（市の取り組み）

- ①児童・生徒に対する福祉教育の充実 ②人権教育・啓発の推進
- ③地域福祉に対する市民意識の向上と学習機会の充実 ④生涯学習出前講座の充実
- ⑤男女共同参画の視点をもった意識啓発の充実

- ①コミュニティ活動の活性化支援 ②地域住民のふれあいと交流の場となる活動拠点づくり
- ③地域福祉活動を支える人材の発掘・育成 ④計画の周知と地域福祉活動の情報発信
- ⑤市民との協働によるまちづくりの推進

- ①ボランティア、NPO等市民活動団体への支援 ②ボランティアの育成支援
- ③ボランティア、NPOとの連携、協働の推進 ④ボランティアセンター活動事業への支援
- ⑤ボランティア活動に関する情報提供の充実

- ①社会福祉協議会への支援と連携強化 ②民生委員・児童委員活動への支援の充実
- ③福祉ネットワークの構築への支援 ④地域福祉推進担当職員の配置

- ①自主防災組織の育成支援 ②防災・防犯に関する情報提供の充実
- ③要援護者見守り支援の充実 ④避難支援計画の策定 ⑤災害時要援護者に配慮した避難所
- ⑥福祉避難所の指定推進 ⑦災害ボランティアの受け入れと支援

- ①高齢者・障がい者の虐待防止の取り組みの充実 ②児童の虐待防止の取り組みの充実
- ③認知症高齢者対策の推進 ④ひとり暮らし高齢者等の見守り活動の充実
- ⑤地域防犯推進体制の充実 ⑥防犯に関する情報提供の充実 ⑦消費生活相談の充実

- ①高齢者福祉施策の充実 ②障がい者福祉施策の充実 ③子育て支援施策の充実
- ④健康づくりの推進 ⑤公共交通の整備充実

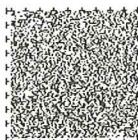
- ①公共施設等のバリアフリー化の推進と支援 ②おもいやり駐車場制度の普及・啓発
- ③鉄道駅等公共交通のバリアフリー化の促進
- ④ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりの推進

- ①広報くき・ホームページによる情報提供の充実 ②地域福祉に関する情報内容の充実・発信
- ③生涯学習出前講座の充実（再掲）

- ①専門相談窓口体制の充実・連携 ②専門相談員による訪問相談
- ③地域の身近な相談窓口と専門相談窓口との連携 ④職員研修の充実

- ①権利擁護事業の利用支援・周知 ②苦情処理体制の充実
- ③福祉オンブズパーソンの設置及び周知

- ①生活保護制度の適正実施 ②住宅・生活支援対策事業の実施
- ③低所得者等の自立生活の支援 ④低所得者等利用者負担の軽減



### 3. 施策の体系

#### 基本目標

#### 重点施策

1. みんなで  
たすけあい、  
支え合える  
地域づくり

(1) 福祉教育(学習)を充実し、支え合いの意識を高めます

(2) ふれあいと交流を大切にするコミュニティづくりを進めます

(3) ボランティア活動・NPO活動をより活発にします

(4) 地域をまとめる福祉ネットワークをつくります

2. 誰もが安心して  
暮らせる  
地域づくり

(1) 災害時要援護者の支援体制をつくります

(2) 地域の見守り体制を強化します

(3) 高齢者や障がい者、子育て世帯の地域生活を支援します

(4) バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます

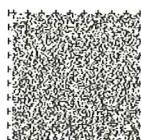
3. サービスを  
利用しやすい  
環境づくり

(1) わかりやすく行き届くように情報を提供します

(2) 気軽で信頼できる相談体制をつくります

(3) サービス利用者の権利擁護を進めます

(4) 孤立しがちな生活困窮者の自立を支援します



## 施策の内容（社会福祉協議会の取り組み）

- ①学校での福祉教育の協力 ②福祉教育の推進・学校との連携の強化 ③福祉用具の貸出  
④地域での福祉教育の実施

- ①コミュニティソーシャルワーカー機能の充実 ②小地域福祉活動の推進  
③出前サロンの実施 ④地域福祉活動を支える人材づくり ⑤情報発信の充実  
⑥イベント用備品貸出事業 ⑦婚活支援事業の実施

- ①ボランティアセンターの事業推進、機能強化 ②ボランティア養成講座の開催 ③ボランティア活動への支援、協力、助成 ④ボランティア人材の育成 ⑤くき元気サービスの推進 ⑥事業者との協働の推進 ⑦NPOとの協働 ⑧ボランティアをPRするイベントの開催

- ①地域福祉推進担当者（コミュニティソーシャルワーカー）の配置 ②地区社協の組織化  
③世代間交流事業の推進 ④地域活動に関する意識啓発 ⑤ワークショップの定期開催  
⑥（仮称）福祉委員の配置 ⑦社会福祉協議会発展・強化計画の策定

- ①あんしんカード設置事業の推進 ②災害ボランティア講座の開催  
③災害ボランティアセンターの体制づくり ④災害時要援護者への対応講習会の開催  
⑤マップ作りの支援

- ①認知症サポーター養成講座の開催 ②あんしんカード設置事業の推進（再掲）  
③地域包括支援センターの運営 ④介護支援専門員（ケアマネジャー）連絡会の運営  
⑤各種審議会・協議会への参加

- ①相互理解を深めるための講習会の開催 ②社会参加・交流の充実  
③住民参加型サービスの実施 ④くき元気サービスの推進（再掲） ⑤在宅福祉事業の実施  
⑥障がい者支援施設の運営 ⑦制度に基づく在宅福祉サービスの提供

- ①バリアフリーやユニバーサルデザインの情報提供  
②福祉用具の貸出

- ①福祉サービスや福祉団体に対する情報の積極的な提供  
②市民にわかりやすい福祉情報の提供 ③社協の福祉のまちづくり講座の実施  
④地域福祉活動計画概要版の作成

- ①地域総合相談窓口の充実 ②福祉なんでも相談 ③相談援助技術の向上  
④福祉サービスを支える人材の確保・育成 ⑤福祉サービス情報の収集・提供

- ①福祉サービス利用援助事業の実施 ②権利擁護に関する制度の広報活動の充実  
③福祉サービスに対する苦情窓口の設置・早期解決  
④地域包括支援センターでの総合相談の充実

- ①低所得者等へ生活福祉資金の貸付 ②福祉制度の谷間にある要支援者への支援  
③歳末支え合い一時金事業の実施 ④生活保護担当者との連絡会の開催  
⑤総合相談・相談支援体制の充実

